

# 富士市農作物被害対策防除事業費補助金

本補助事業は、鳥獣による農作物への被害を防止するための設備を設置する方に対する補助金を交付します。

## ●対象者

- ・市内に住所を有する方
- ・農用地（市内で耕作を目的に使用されている土地）において鳥獣による農作物への被害が発生しており、自ら防除設備を設置する方

## ●補助金額

防除材料の購入に要する経費の2分の1（千円未満切捨・上限5万円）

※工事費・人件費は補助の対象になりません。

（例）資材購入費の総額	57,356円
総額の2分の1	28,678円（千円未満切捨て）
補助申請金額	<b>28,000円</b>

※防除材料とは

トタン板・杭・鳥獣害防止用ネット・電柵等の原材料等

## 重要事項

窓口での受付順に処理させていただきますので、受付遅延を防ぐため、申請書類は富士市農政課に直接提出してください。予算には限りがございますのでお早目の申請を心がけていただきますようお願いいたします。

補助金は、申請者名義の銀行口座振込にて行います。見積書/申請書/実績報告書/領収書/口座名義人が同一人物となるようお願いいたします。

## ●申請時に必要な書類

持参していただくもの

- ①見積書(見積書の項目は具体的に記載していただくようお願いいたします。〇〇一式等の表記の場合、再提出していただく場合がありますので御注意下さい)

※社印が押印されたもの

※受付時において有効期限内の日付のもの。

※宛名には、申請者の個人名が記載されていること。

※申請前に購入済みの原材料費は対象になりません

- ②農地の位置図

- ③申請書に氏名を自書しない場合、印鑑(認印可)

窓口にて記載いただく書類

- ・補助金交付申請書

# 富士市農作物被害対策防除事業費補助金

## ● 交付決定通知受領後に行っていただくこと

補助金の交付が決定された後、交付決定通知書を送付いたします。必ず交付決定通知後に事業を開始（資材の納品・支払・設置等）してください。

実績報告の際に必要なため、資材設置前と設置後の写真を同じ位置・角度で撮影してください。（L版若しくはA4用紙印刷）

各種書類の日付は以下の通りです。領収書を受領する際は日付にご注意ください。

交付決定日 → 納品日 → 使用日 → 支払日 → 事業完了日

## ● 購入金額に変更が生じた場合の対応

申請時に提出した見積書の金額と実際の購入金額に変更が生じる場合は、事業開始（納品・使用・支払）前に変更申請をしていただく必要がありますので、窓口まで御相談ください。

変更申請が必要な場合は、再度見積書を取り直していただき、見積書を持参の上、下記窓口までお越しいただくこととなりますので御承知おきください。

## ● 完了報告時に必要な書類

### 持参していただくもの

- ① 設置前・設置後写真※同じ位置・角度にて撮影してください。
- ② 領収書若しくは振込明細書(領収・振込日が交付決定日以降であること)  
※レシート不可
- ③ 印鑑 請求書に押印いただきます。  
(申請時に押印した場合は、同じものを準備してください)
- ④ 振込口座情報 (通帳等)

### 窓口にて記載していただくもの

- ・ 完了報告書
- ・ 請求書

## お問い合わせ・申込先

富士市役所 産業交流部 農政課（5階南側）

農業振興担当 TEL：0545-55-2781

Mail： nousei@div.city.fuji.shizuoka.jp